

国家戦略特別区域農業保証制度の概要

国家戦略特別区域法に基づき指定された国家戦略特別区域において、信用保証協会が、中小企業者の商工業とともに行う農業の実施に係る債務の保証を行うことにより、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。

○特別区域（取扱い開始日） 新潟県新潟市（H27.1.21）、兵庫県養父市（H27.2.16）、愛知県全域（H29.9.5）

○保証対象者 （1）商工業とともに農業を営む中小企業者
（2）商工業とともに農業を営む農事組合法人又は個人 ※農業生産法人を含む

○対象資金 商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金（商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む。）とする。

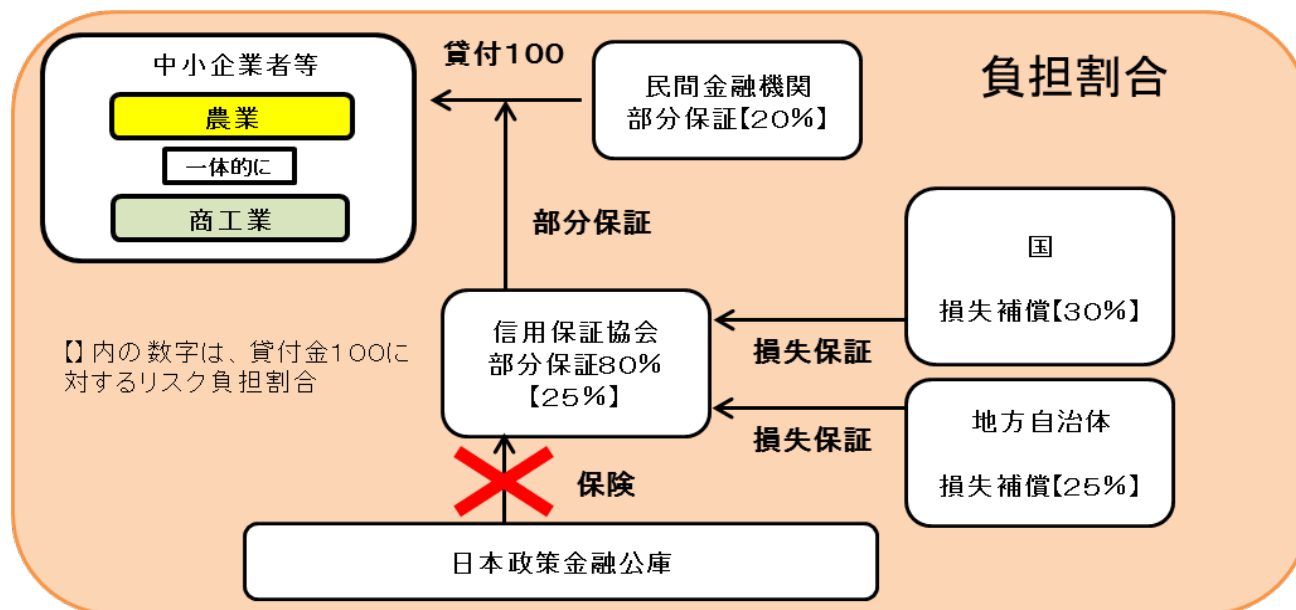
○保証限度額 2.8億円（原則として無担保保証は、0.8億円以内）※各特別区域によって異なる。

○保証割合 80%（部分保証）

○保証料率 融資金額の0.8%（保証金額の1.0%）

○保証期間 運転資金10年以内、設備資金15年以内（据置期間2年以内）

○保証承諾実績 35件 3.9億円（H30.3末時点）※新潟市：22件、1.9億円、養父市：12件、1.1億円、愛知県：1件、0.8億円



国家戦略特別区域農業保証制度の横展開について

○信用保証見直しの議論の過程において、全国信用金庫協会から農業ビジネスに係る保証メニューの開発について強い要望が寄せられた。それを受けて、自民党の中小企業・小規模事業者政策調査会及び中小企業政策審議会の金融WGにおいて方向性が整理され、未来投資戦略にも記載されている。

【自民党 中小企業・小規模事業者政策調査会 「信用保証制度の見直しに向けた最終提言」（平成28年11月）】
自治体の制度融資なども活かしつつ、農業ビジネスへの進出など地域の実情に即した分野への保証が可能となる仕組の導入を今後検討していくこと。

【中小企業政策審議会 基本問題小委員会 金融WG 報告書「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」（平成28年12月）】
地域の課題に対応するため地方自治体等と連携した保証メニューの開発（将来的には、国家戦略特区で実施している農業ビジネスの全国展開といったものも含む）。

【未来投資戦略2017, 2018（平成29年6月、平成30年6月）】
農業ビジネスについて、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。

○これらを踏まえ、今後、上記特区以外の地域においても自治体の損失補償がなされた場合には、国家戦略特区で実施している制度と同様の対応ができるよう措置を講じることとしたい。

○措置の実施にあたっては、農業ビジネス保証に関する制度要綱を施行すればよく、国家戦略特別区域法を含め法改正は不要。（現行のアグリ特区保証も要綱を施行することで実施（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業））